

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6		府省庁名 金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	確定拠出年金に係る拠出制限の緩和		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>確定拠出年金は、企業型確定拠出年金を中心として位置付け、個人型確定拠出年金は、企業年金である企業型確定拠出年金により十分な支援を受けることができない者に限って、その加入を認めている。</p> <p>しかしながら、企業型確定拠出年金においては、個人拠出は認められておらず、企業拠出も、若い世代を中心として、拠出限度額より低い水準となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の内容 <p>企業型確定拠出年金における個人拠出を容認すること</p>		
関係条文	地方税法第34条、第314条の2		
要望理由	<p>企業型確定拠出年金における企業の掛金拠出は、若い世代を中心として、拠出限度額より低い水準となっていることから、確定拠出年金を通じた投資を拡大するためにも、企業型拠出年金における個人拠出を容認すること等の改正が必要である。</p>		
減収見込額	（初年度） 19,413 （ － ） （平年度） 20,263 （ － ） （単位：百万円）		
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 確定拠出年金については、掛金の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。 	
	21年度の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 本件と同様の要望を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資、補助金その他 	
過去の要望経緯	平成17年度税制改正から要望している。		
本要望に対応する縮減案	なし		